

あけましておめでとうございます。  
2025年が皆様にとって良い一年でありますよう、祈念いたします。  
動画にて年初のご挨拶をしています。[コチラからご覧ください](#)



## 今月のブログのまとめ

### ◆[相続の準備メモ：会員・サービスについて](#)

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。  
今回のテーマは、「相続の準備メモ」会員・サービス編です。



### ◆[リモートセンシングデータを活用した地籍調査とは？](#)

地積調査は現地立会し境界確認を原則として実施していましたが、高齢化・所有者不在により原則の調査方法では困難な地域が増えてきました。そのため特に山林調査ではリモセンデータを用いた調査が徐々に増えています。



### ◆[年末年始 家族が久々の再会！ 何を話しますか？](#)

年末年始は実家に帰省し家族と過ごす方も多いでしょう。久しぶりに再会したご家族とは、ちょっとした相続の話をする事や、今後の話を共有することも大切です。



## 年末に「103万円の壁」はどうなったのか？！

「103万の壁」が議論されたのは12月でした。壁は、①本人の課税所得の壁、②扶養控除の所得制限の2つの壁がありました。年末に税制改正大綱がでましたが、サラリーマンの壁はどうなったのかを簡単に解説します。

### 1 [サラリーマン本人の壁は103万円→123万円になった](#)

①本人の基礎控除が48万円→58万円、②給与所得控除の最低限が55万円→65万円となるので、①+②=123万円までの給与所得には、所得税がかからないことになりました。（2025年1月以後）

### 2 [特定扶養控除（63万円）の所得制限が103万から150万円になった](#)

特定扶養親族とは、扶養している親族のうち、給与収入だと103万円以下で、その年の12月31日で年齢が19歳以上23歳未満である人です。  
この特定扶養親族の所得制限が103万円→150万円に引き上げられます。

これにより、例えば、扶養している19歳の子供が、バイトで年間130万円稼いでも、親は特定扶養控除（63万円）を受けられることになりました。  
（2025年1月以後）

毎週土曜日

[無料の税金相談もやってます](#)  
[お気軽にお申し込みください](#)



**市川欽一税理士事務所**

（編集長：市川）

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館  
電話：06-6356-3366/FAX：06-6356-3376